



加藤 明由 議員

新しい風やとみ

問 農地の賃貸借料が安すぎないか

答 農地賃貸借料金検討会議で決定

問 農地賃貸借料金検討会議資料の事前配布は。

答 〔建設部長〕 今後は、会議の3週間前に配布。

問 6月議会で、農地法第3条による賃貸借料金は把握していないなどと答弁があったが、なぜ、法に反するような答弁をしたか。

答 許可申請の中には記載がないものもあったので、これからはしっかりと確認。

問 賃貸借料で1反1俵の実態把握はしたか。

答 これからは確認する。

問 賃貸借料が1反1俵であった場合、市内の中間管理機構経由の賃貸借に限っても、農家の受け取る賃貸借料は十年間でマイナス2億1千万円以上になるが、責任は感じないか。

答 仮定の質問には答えない。

問 検討会議の構成は農地所有者代表4人に対してオペレーターが5人とアンバランスだがその理由は。

答 以前からそのようなになっている。

問 賃貸借契約の成立には、農地所有者側の代理権や事後承諾が必要だが、手続きは適正か。

答 会議での合意が決定事項であり、適正と考える。

問 賃貸借料検討には農家の土地改良区賦課金など公租公課を配慮しないか。

答 農家側が負担するものであり、賃貸借料の検討に当たっては配慮していない。

問 賃貸借料事務局案を会議に提出しているが、農協やオペレーターと事前検討しているか。

答 現場に精通する農協から料金案の情報を受けている。

問 農家負担の軽減につながる土地改良区の合併を強力に働きかけるべきでは。

答 〔市長〕 職員の雇用は守っていかなければならない。各土地改良区の意見を尊重し、合併となれば応援する。

問 不法な行為にペナルティは？

答 判決内容に従い適切に対処する



問 水路敷設等事件裁判の判決結果は。

答 〔建設部長〕 本市の主張が概ね認められた一審判決の内容が確定した。

問 市側は確定判決内容に従ってどのような対処を行うか。返還を求めるか。なぜ過料をとらないか。

答 使用目的が許可要件に該当しなかったため公共用物管理条例の過料を適用しなかった。

問 現実に他市でも、過料を適用しているが、不正がある方が安くなるか。

答 〔市長〕 今後は確定した判決内容に従い対処する。

